

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関) の名称	備 考
						名称	金額		
国道432号 菅原広瀬バイパス2工区社会資本整備総合交付金(改良)(補正)工事施工監理等業務	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	12,049,400	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	—	—	土木総務課	
						—	—		
						—	—		
掛谷上阿井線 松映橋道路メンテナンス事業補助工事施工監理等業務	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,460,600	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	—	—	土木総務課	
						—	—		
						—	—		
伊野川外 河川災害復旧工事(5災 6号、114号、県単災害)施工監理等業務	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,258,200	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	—	—	土木総務課	
						—	—		
						—	—		
和木波子海岸 海岸災害復旧工事(4災75号)施工監理業務	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	1,098,900	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	—	—	土木総務課	
						—	—		
						—	—		
島根県土木部職員研修業務委託	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	10,499,500	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターはその設立目的及び事業内容に合致しており、当法人以外では適切に業務を実施できる法人がないため。	—	—	土木総務課	
						—	—		
						—	—		

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名 称	金 額		
浜田港 福井地区 荷役機械保守点検業務 委託	R6.4.1	(株)三井E&S 東京都中央区築地5-6-4	25,047,000	第167条の2第1項第2 号	特殊な機械であり、契約者以外に対応可能な者が いないため。	—	—	港湾空港課	
						—	—		
						—	—		
道路交通情報提供業務委託	R6.4.1	公益財団法人 日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	15,048,000	第167条の2第1項第2 号	契約の目的物が特定の者でなければ納入できな いものであるとき。	—	—	道路維持課	
						—	—		
						—	—		
令和6年度道の駅はじまりWi-Fi運用保守業 務	R6.4.1	エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	1,353,660	第167条の2第1項第2 号	本サービスを提供する業者であり、運用保守は技 術に精通した本業者でなければ実施することがで きないため。	—	—	道路維持課	
						—	—		
						—	—		
令和6年度落石等異状通報システム保守点 検業務	R6.4.1	株式会社イーグリッド 出雲市常松町526	1,433,245	第167条の2第1項第2 号	本システムの設計、開発業者であり、システム全体 の特性を十分に理解しており、障害等の発生時 に、即時にサポート対応ができる業者であるため。	—	—	道路維持課	
						—	—		
						—	—		
令和6年島根県地価調査業務委託・一式	R6.4.1	公益社団法人 島根県不動産鑑定士協会 松江市母衣町55番地4	20,300,280	第167条の2第1項第2 号	「不動産の鑑定評価に関する法律」により、不動 産の鑑定評価は不動産鑑定士による独占業務で ある。公益社団法人島根県不動産鑑定士協会は、 県内に事業所を有する不動産鑑定業者が加入して いる公益法人であり、国土交通省実施の地価公示 に係る鑑定評価や県内全市町村から固定資産税 評価の委託を受けるなど、本県の地価状況に精通 し、公益事業の経験が豊富である。このことから、 本県地価調査事業を適正かつ効率的に実施でき る者は同協会を除いて外にないため。	—	—	用地対策課	
						—	—		
						—	—		

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和6年度開発協議業務委託・一式	R6.4.1	島根県土地開発公社 松江市古志原四丁目1番1号	5,297,600	第167条の2第1項第2号	島根県土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された法人であり、公共事業のための用地の取得、造成その他の管理及び処分を行うとともに、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的としている。土地開発公社は、①～③の事業を行う ① 次の土地の造成等を行い、地域の発展のために開発する事業 ・公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地 ・道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地 ・公営企業の用に供する土地 ・市街地開発事業の用に供する土地 ・観光施設事業の用に供する土地 ・自然環境を保全することに特に必要な土地 ・史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 ・航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 ② 公共用地を造成し借地権を設定し公共の用に供するため賃貸する事業 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のために臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地について借地権を設定し、当該造成地を業務施設、福祉増進施設又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する。 ③ 上記①②の業務に付帯する業務 上記のとおり島根県土地開発公社は、土地開発において長年の実績と経験があり、開発協議に関する必要な知識と経験を十分に有している。 また、この委託業務は、起業者の開発計画を事前に知り得ることができることから、情報管理について慎重な取り扱いが求められるが、長年、公共事業に関与してきた組織であり、その信頼性は極めて高い。 更に、土地開発公社の定款において、上記①～③の業務の遂行に支障ない範囲において「国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行う」への従事が認められており、島根県から委託業務を請け負うことについては、何ら問題なく適切に業務の遂行ができる。 以上のことから島根県土地開発公社は、この委託業務を請け負う最適な業者であり、他に委託する事業者はないため地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とする。	—	—	用地対策課	
						—	—		
						—	—		

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和6年度山陰道開通後の高速道路ネットワークを利用した周遊観光促進の戦略検討業務	R6.4.10	特定非営利活動法人 地域・観光情報総合研究所 東京都文京区湯島三丁目2-14-1304	2,992,000	第167条の2第1項第2号	当該運用するアプリを構築した業者であり、アプリ利用者の位置情報データ等の使用が可能な唯一の業者であるため。	—	—	高速道路推進課	
						—	—		
						—	—		
令和6年度 CADソフトウェア保守業務委託	R6.4.1	川田テクノシステム(株) 東京都千代田区神田須田町1-25	2,431,000	第167条の2第1項第2号	当該システムの開発者でしか保守業務に対応できないため。	—	—	技術管理課 (企画調査係)	
						—	—		
						—	—		
令和6年度島根県公共土木施設点検・診断技術支援業務	R6.4.22	公益財団法人島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,825,800	第167条の2第1項第2号	特定者でなければ納入できないため(委託先との事前協定に基づき、県・市町村職員が技術力向上に繋がる支援を受けるため)	—	—	技術管理課 (長寿命推進室)	
						—	—		
						—	—		
島根県公共土木施設維持管理システム(第2期システム)保守管理・運用業務	R6.4.1	公益財団法人島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	59,796,660	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号	公共土木施設に関する専門的な知識を有し、県及び市町村との連携・調整に精通している必要があり、当システムの運用保守実績がある契約相手しか保守業務に対応できないため。	—	—	技術管理課 (長寿命推進室)	
						—	—		
						—	—		
島根県公共土木施設維持管理システム(第2期システム)提供サービス	R6.4.1	日本電気株式会社 山陰支店 鳥取県米子市東町171番地	88,528,000	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号	システムの開発業者であり、契約相手しかサービス提供できないため。	—	—	技術管理課 (長寿命推進室)	
						—	—		
						—	—		
住宅施策情報提供等事業業務委託	R6.4.1	(一財)島根県建築住宅センター 松江市東本町2丁目60番地すままちプラザ2階	7,833,100	第167条の2第1項第2号	県民に対して必要な住情報を幅広く、総合的に提供できる県内唯一の団体であるため。	—	—	建築住宅課	
						—	—		
						—	—		
R6特殊建築物等定期報告に関する事務委託	R6.4.1	一般財団法人島根県建築住宅センター 松江市東本町2丁目60番地	1,837,000	第167条の2第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	—	—	建築住宅課	
						—	—		
						—	—		

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和6年度建築行政共用データベースシステム利用契約	R6.4.1	一般財団法人建築行政情報センター 東京都新宿区神楽坂1丁目15番地	1,307,625	第167条の2第1項第2号	全国的なデータベースシステムとなる本システムを開発している唯一の機関であるため。	—	—	建築住宅課	
						—	—		
						—	—		
建築基準適合判定資格者検定受検者研修業務	R6.4.16	一般財団法人島根県建築住宅センター 松江市東本町二丁目60番地	1,298,000	第167条の2第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	—	—	建築住宅課	
						—	—		
						—	—		
都市計画道路 元町人麩線の整備に伴う山口線本俣賀・益田間須子こ線橋新設工事	R6.4.9	西日本旅客鉄道(株) 広島県広島市東区上大須賀町15番地20号	299,894,000	第167条の2第1項第2号	JRの線路上にこ線橋を架設する委託契約であり、相手方以外で対応できる者がいないため。	—	—	都市計画課	
西郷港・来居港エレベーター保守管理業務委託	R6.4.1	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 広島県広島市中区中町7番22号	4,075,000	第167条の2第1項第2号	西郷港上屋、別府港上屋、来居港上屋に設置のエレベータ3基とも三菱電機が設置したものであるが、本業務では、各エレベーターの24時間の遠隔監視と故障時の自動通話(閉じ込め時等の直接通話)を行う必要があり、対象エレベーターの情報センターを有する業者が、エレベーター設置業者の三菱電機ビルソリューションズ株式会社となるため随意契約とした。	—	—	隠岐支庁県土整備局	
						—	—		
						—	—		
来居港旅客上屋管理委託業務	R6.4.1	知夫村 隠岐郡知夫村郡1065	4,482,500	第167条の2第1項第2号	知夫村内に清掃を委託できる業者がおらず島外の業者と契約を行うとフェリーの運航状況により業務が行えないことも想定される。よって業務の確実な履行が可能である相手方と随意契約とした。	—	—	隠岐支庁県土整備局	
						—	—		
						—	—		
隠岐空港PBB保守点検業務	R6.4.1	三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社 広島県広島市安佐南区長楽寺2-12-1 (広島高速交通株式会社 機器棟3F内)	2,640,000	第167条の2第1項第2号	隠岐空港PBBは、航空機へ接続を行い乗客の通路となる機器であり、制御・データソフトウェアシステムも含まれている隠岐空港に調整を施された特殊な機器であることから、システムを設計した「三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社」でなければ、点検及び修理することができないため随意契約とした。	—	—	隠岐支庁県土整備局	
						—	—		
						—	—		
別府港第1ターミナル2階テナント改修空調換気設備工事	R6.4.15	株式会社電設サービス 松江営業所 松江市東朝日町207番1	2,500,000	第167条の2第1項第2号	不動産の買入れ又は貸入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないとして随契約とした。	—	—	隠岐支庁県土整備局	
						—	—		
						—	—		

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
別府港第1ターミナル2階テナント改修給排水衛生設備工事	R6.4.15	株式会社電設サービス 松江営業所 松江市東朝日町207番1	2,500,000	第167条の2第1項第2号	不動産の買入れ又は貸入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないとして随契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
隠岐空港除草作業業務委託	R6.4.25	隠岐の島町 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	8,811,000	第167条の2第1項第2号	「隠岐空港除草業務に関する協定書(平成19年4月12日締結)」に基づき隠岐の島町と随意契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
令和6年度 浜田港 福井地区 荷捌機械保守点検業務	R6.4.1	日本キャタピラー合同会社 浜田営業所 浜田市治和町ロ-183	1,876,600	第167条の2第1項第2号	浜田港における取扱コンテナの種別等も考慮し設計された特殊機械であり、その構造・状態に精通し、保守点検を実施できるのは契約者のみであるため。	-	-	浜田港湾振興センター	
						-	-		
						-	-		
周布罌石臨港道路アンダー排水機場 ポンプ及び制御盤点検業務	R6.4.12	山陰クボタ水道用材株式会社 浜田営業所長 三隅 重昭 浜田市下府町327-58	1,213,300	第167条の2第1項第2号	当該設備は、地形的な特性や、浜田港周辺の気象条件等を勘案し設計・設置されたものであり、保守点検の実施にあたり、当該設備の構造・内容を熟知した者は相手先事業者のみであるため。	-	-	浜田港湾振興センター	
						-	-		
						-	-		
令和6年度 港湾工事市場単価（隠岐地区）調査業務	R6.5.2	一般財団法人 経済調査会 中国支部 広島県広島市中区基町13番13号	2,409,000	第167条第2第1項第2号	本業務は県独自で隠岐地区の港湾工事市場単価を設定する必要があり、該当業務を実施可能な唯一の業者であるため。	-	-	技術管理課 (土木設計基準係)	
						-	-		
						-	-		
令和6年度 島根県公共工事積算共同利用システム発注者支援積算システム対応業務委託	R6.5.27	M&T島根県公共工事積算共同企業体 松江市乃木福富町735番地211	1,936,440	第167条の2第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適しない。	-	-	技術管理課 (土木設計基準係)	
						-	-		
						-	-		

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
隠岐空港航空灯火補用品の購入	R6.5.7	株式会社有電社中国支店 支店長 宮本 耕平 広島市中区西十日市町9番9号 （三井住友海上広島ビル8階）	2,527,624	第167条の2第1項第2号	中国地方で、航空灯火補用品を取り扱う業者がこの業者以外にない。	-	-	隠岐支庁県土整備局	合見積省略：中国地方で、航空灯火補用品を取り扱う業者がこの業者以外にないため
						-	-		
						-	-		
令和6年度宍道流域下水道東部浄化センターの実施設計の作成委託に関する協定（その2）	R6.5.21	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目31番27号	5,240,000	地方公営企業法施行令第21条の14第2項	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	-	-	宍道湖流域下水道事務所	
						-	-		
						-	-		
令和6年度宍道流域下水道西部浄化センターの実施設計の作成委託に関する協定（その1）	R6.5.21	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目31番27号	6,740,000	地方公営企業法施行令第21条の14第2項	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	-	-	宍道湖流域下水道事務所	
						-	-		
						-	-		
出雲養護学校雲南分教室運動場整備工事設計書作成施工監理等業務委託	R6.5.27	島根県土地開発公社 松江市古志原4丁目1-1	4,459,400	第167条の2第1項第2号	島根県土地開発公社は、国及び地方公共団体の設計事務等が行え、また、豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
令和6年度島根県道路情報システム観測局保守点検業務	R6.5.30	西日本電信電話株式会社島根支店 松江市東朝日町102番地	2,662,000	第167条の2第1項第2号	当システムの障害対応や保守管理にあたっては、サーバやネットワークを含めたシステム全体の特性を十分に理解し、最新の技術情報を入手することができ、即時の対応サポートができる業者でなければならないため。	-	-	道路維持課	
						-	-		
						-	-		
令和6年度宍道流域下水道東部浄化センター他の実施設計の作成委託に関する協定（その1）	R6.6.4	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目31番27号	46,980,000	地方公営企業法施行令第21条の14第2項	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	-	-	宍道湖流域下水道事務所	

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和6年度 経営者向けインフラDX体験セミナー 企画・運営業務	R6.6.24	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,993,000	第167条の2第1項第2号	セミナー実施に当たって、実施内容に対するアドバイス等を行うことができる専門的知識を持つ職員を有する法人であり、他に適切に業務を実施できる法人がないため。	-	-	技術管理課 （長寿命化推進室）	
						-	-		
						-	-		
西郷港旅客乗降施設保守点検業務委託	R6.6.24	株式会社 四柳 大阪市此花区四貫島2丁目24番10号	3,080,000	第167条の2第1項第2号	本施設は設置業者が独自の技術を駆使して設置した専用機械で、定期点検、部品交換についても本施設の設計、仕様等を熟知し、その知識を有する当該設置業者でなければ適切な実施ができないため、平成22年にこの旅客乗降施設を設置した上記業者を選定した。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
令和6年度宍道流域下水道施設官民連携事業等基盤強化推進事業導入可能性調査業務に係る技術的援助に関する協定	R6.7.9	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目31番27号	15,000,000	地方公営企業法施行令第21条の14第2項	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	-	-	宍道湖流域下水道事務所	
						-	-		
						-	-		
建設業技能系職種プロモーション動画制作業務委託	R6.7.11	株式会社広告通信社山陰支店 松江市東朝日町102	3,696,000	第167条の2第1項第2号	本事業については、令和5年度に企画提案競技を行い、審査委員の審査により、株式会社広告通信社の提案を採択し、動画及びランディングページの制作を実施したところ。本業務においては昨年度制作した動画のコンセプト等を継続した動画の制作及びランディングページへの職種追加を行う必要があるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
隠岐空港 航空灯火整備作業機器保守点検業務	R6.7.19	株式会社 有電社 広島市中区西十日市町9番9号 三井住友海上広島ビル8階	4,414,894	第167条の2第1項第2号	航空灯火整備作業機器は、空港に設置している灯火機器のメンテナンスを行う特殊機器であり、整備データソフトウェアシステムも含んでいることから、設備機器の取り扱いを行っている製造元「東芝ライテック株式会社システム事業部営業部西日本空港営業所」の契約の一切を受け持っている中国地区で唯一の特約代理店であるため。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
隠岐空港 灯火・電力監視制御装置保守点検業務	R6.7.19	株式会社 有電社 広島市中区西十日市町9番9号 三井住友海上広島ビル8階	10,646,152	第167条の2第1項第2号	隠岐空港灯火・電力監視制御設備は、株式会社GSユアサフィールディングスが制御システム本体及びそのシステム制御用データソフトウェアを設計・構築した当該空港に特化した特殊設備である。このことから、当該特殊設備の保守点検及び修理を行える、相当な知識、技術力が保障される、中国地区で唯一の特約店であるため。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
島根県道路整備方針検討業務	R6. 7. 29	復建調査設計株式会社 松江支社 松江市西嫁島一丁目2番33号	8,998,000	第167条の2第1項第2号	企画提案公募(プロポーザル方式)による。	—	—	高速道路推進課	
						—	—		
						—	—		
三瓶ダム貯水池への気泡循環装置の 導入に係る効果検証(その3)業務	R6. 8. 9	国立大学法人島根大学 松江市西川津町1060	3,575,000	第167条の2第1項第2号	特定者でなければ納入できない業務であり、その性質又は目的が競争入札に適しないため。	—	—	河川課	
						—	—		
						—	—		
島根県立石見海浜公園 環境ふれあい館 改修工事（1期工事）	R6. 8. 9	y&M design office島根Lab・石見工業 設計共同体 邑智郡邑南町矢上2346	59,221,800	第167条の2第1項第2号	企画提案公募審査委員会において、当該者の提案が優れた提案と評価されたため。	—	—	都市計画課	
						—	—		
						—	—		
令和6年度高速道路整備効果PR業務	R6. 9. 20	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383	1,610,400	第167条の2第1項第2号	本業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	—	—	高速道路推進課	
						—	—		
						—	—		
隠岐空港電源局舎保護継電器試験業務	R6. 10. 23	藤野電気管理事務所 藤野不三夫 隠岐郡隠岐の島町布施383番地1	1,177,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、隠岐空港電源局舎保安規定別表3及び隠岐空港機能管理規程セイフティ編添付資料3(飛行場灯火電気施設保守要領)に基づき実施するものであり、電気事業法施行規則第52条の2第1項及び第2項の要件を満たしたものが必要である。上記要件を満たしたもので、電気事業法施行規則第52条第2項の規定により隠岐空港電源局舎の保安管理業務外部委託先として承認を受けているのは当該業者のみである。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	—	—	隠岐支庁県土整備局	
						—	—		
						—	—		
島根県立石見海浜公園 環境ふれあい館 改修工事（2期工事）	R6. 11. 12	y&M design office 島根Lab・石見工業 設計共同体 邑智郡邑南町矢上2346	87,393,900	第167条の2第1項第2号	企画提案公募審査委員会において、当該者の提案が優れた提案と評価されたため。	—	—	都市計画課	
						—	—		
						—	—		
西郷港レインボージェット乗降施設修繕	R7. 1. 30	山陰クボタ水道用材株式会社 松江市平成町182番地15	2,464,000	第167条の2第1項第2号	本対象業務は、西郷港レインボージェット乗降施設の機能保持を目的として設備の修繕作業を実施するもので、施設はその設置業者が独自の技術を駆使して設置した専門機械である。このため、本施設の設計、仕様等を熟知し、その知識を有する当該設置業者でなければ適切な実施ができない。したがって、平成25年度にこの乗降施設を設置した業者と随意契約とした。	—	—	隠岐支庁県土整備局	
						—	—		
						—	—		

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (税込)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名 称	金 額		
空港用スノーパ除雪車ユニット部分不具合 修繕	R7.2.4	株式会社 カーテックス・畑 松江市宍道町東来待1344-1	2,179,100	第167条の2第1項第2号	スノーパ除雪車は空港除雪に使用する特殊な機器であり、(株)カーテックス・畑がメーカー等から整備等の技術支援を受けている。また、故障等の緊急時にも対応しており、部品の供給、点検、整備及び修理をすることができるのは、唯一上記業者のみであることから、随意契約とする。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
銚子ダム 取水放流設備保守点検業務	R7.2.12	三井造船特機エンジニアリング(株) 岡山県玉野市玉3丁目1-1	3,102,000	第167条の2第1項第2号	委託対象業務は、銚子ダムの取水放流設備の保守点検を洪水期までに実施するもので、当該設備の設置業者で設備を熟知し、専門的で特殊な技術を有し、早急に対応が可能である三井造船特機エンジニアリング(株)が遂行できる唯一の業者である。よって、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号及び会計規則運用通知第66条第1項(2)エ(契約の目的物が特定のものでなければ納入できないものであるとき)の規定に基づく随意契約とする。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される発酵乾燥汚泥(下水汚泥)の収集運搬及びエネルギー原料化による処分業務	R7.2.7	UBE三菱・クリエイト共同企業体 東京都千代田区内幸町2-1-1	6,319,500	地方公営企業法施行令第21条の14第2項	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	-	-	宍道湖流域下水道事務所	
三瓶ダム貯水池への気泡循環装置の導入に係る効果検証(その4)業務	R7.3.26	国立大学法人島根大学 松江市西川津町1060	4,290,000	第167条の2第1項第2号	特定者でなければ納入できない業務であり、その性質又は目的が競争入札に適しないため。	-	-	河川課	
						-	-		
						-	-		